

# 学校法人共愛学園寄附行為

(昭和26年2月24日制定)

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人共愛学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県前橋市小屋原町1154番4に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行うとともに、基督教主義の徳育を基調とした質実な教育および保育を施し、人格の育成を図ることを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 共愛学園前橋国際大学 国際社会学部 国際社会学科

(2) 共愛学園前橋国際大学短期大学部 生活学科

(3) 共愛学園高等学校 全日制課程 普通科 英語科

(4) 共愛学園中学校

(5) 共愛学園小学校

(6) 共愛学園こども園

2 前項に掲げる学校の総称を共愛学園とする。

## 第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 12名

(2) 監 事 2名

2 この法人に、評議員14名を置く。

3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(理事選任機関)

第6条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

(1) 理事会

(2) 評議員会

2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 理事会 全ての理事

(2) 評議員会 全ての評議員

3 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

4 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

5 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあっては理事長。以下この項及び第28条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

## 第4章 理事会及び理事

### 第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。この場合において、理事のうち、原則として3名以上は基督教信者とする。

- (1) 学園長、副学園長のうちから理事会において選任した者 1名
- (2) 学長、校長、園長のうちから理事会において選任した者 2名
- (3) 事務局長、事務局次長のうちから理事会において選任した者 1名
- (4) 評議員会において選任した者 3名
- (5) 理事会において選任した者 5名

2 前項第1号から第3号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、理事の選任及び解任に関し必要な事項は、寄附行為施行細則において定める

(理事の資格及び構成)

第8条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない重大な非行があったとき
- (4) 法令又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第11条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事として権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

### 第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第12条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。
- 3 理事のうち1名を副理事長とすることができる。副理事長は理事会の決議によって選定する。副理事長を解職するときも、同様とする。
- 4 理事長に事故あるときは理事のうち1名を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 5 理事（理事長を除く）のうち3名以内を常勤理事とすることができる。常勤理事は理事会の決議によって選定する。常勤理事を解職するときも、同様とする。
- 6 常勤理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。
- 7 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 8 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 9 常勤理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(代表権の制限)

第15条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第16条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### 第3節 理事会の運営

(招集)

第17条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第18条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第19条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) この寄附行為の変更
  - (2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
  - (3) 基本財産の処分
  - (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

3 前二項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) この法人の合併

4 止むを得ない場合、理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第21条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

## 第5章 監事

### 第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、監事の選任及び解任に関し必要な事項は、寄附行為施行細則において定める

(監事の資格)

第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第24条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第25条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 監事としてふさわしくない重大な非行があつたとき

(4) 法令又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員会は、当該評議員会の日から30日以内に、当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第26条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議

案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に召集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する理由並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第27条 監事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお監事としての権利義務を有する。

## 第2節 職務等

(監事の職務)

第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

(4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の職務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(常勤監事の選定及び解職)

第29条 監事のうち1名を常勤監事とすることができる。常勤監事の選定及び解職は、評議員の過半数の合意をもって行う。

(調査権限等)

第30条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第31条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

## 第6章 評議員会及び評議員

### 第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。この場合において、評議員のうち、原則として3

名以上は基督教信者とする。

(1) この法人の職員で評議員会において選任した者 4名

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、評議員会において選任した者 3名

(3) この法人の設置する学校在学者の保護者のうちから、評議員会において選任した者 2名

(4) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5名

2 第1項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 第1項第3号に定める評議員は、保護者の地位を退いた場合であっても、退位以降最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお、評議員の職を失わないものとする。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、寄附行為施行細則において定める

(評議員の資格)

第33条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第34条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第35条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 評議員としてふさわしくない重大な非行があったとき

(4) 法令又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

3 評議員は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

## 第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第36条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務)

第37条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 重要な資産の処分又は譲受け

(2) 多額の借財

(3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(4) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更

(5) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項に関する事項を除く寄附行為の変更

(6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに関する寄附行為の変更
  - (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
  - (3) 合併
- (理事の行為の差止めの求め)

第38条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第39条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事。）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

### 第3節 評議員会の運営

(開催)

第40条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第41条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合は、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
- (4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第42条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第43条 第28条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第41条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾

を得た場合に限り)により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続きの省略)

第44条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第45条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(決議)

第46条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(議事録)

第47条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

(役員の出席等)

第48条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び第7条第1項第1号及び第3号により選任された理事ならびに監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び第7条第1項第1号、第3号により選任された理事ならびに監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

## 第7章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第49条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

## 第8章 会計監査人

### 第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

第50条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第51条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第52条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。



- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続き)

第53条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に召集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第54条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

## 第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第55条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
  - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
  - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
  - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

## 第9章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第56条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第57条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第58条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第59条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の3分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第60条 理事(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

## 第10章 資産及び会計

(資産)

第61条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第62条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第63条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第64条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第65条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第66条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第67条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第68条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧)

第69条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第75条2項において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付することができる。

(資産総額の変更登記)

第70条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

## 第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第71条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。事項において同じ）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第12章 解散及び合併

(解散)

第72条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第73条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第74条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第13章 補則

(情報の公表)

第75条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容

(2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を作成したとき これらの書類の内容

第76条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第77条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

### 附 則

1 この寄附行為は、昭和26年2月24日から施行する。

2 この法人設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	半田善四郎
理事	深沢信三
同	周再賜
同	高津つる
同	ダーレー・ダウンズ
監事	柏木隼雄
同	木村二郎

2 2025年3月7日文科科学大臣認可のこの寄附行為は2025年4月1日から施行する。ただし会計監査人に関する規定は、2025年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、2025年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、2025年度の定時評議員会の終結の時以降に任期が満了するものの任期については、2025年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。

5 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、2025年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を2025年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>学校法人共愛学園寄附行為</b></p> <p style="text-align: center;">(昭和 26 年 2 月 24 日制定)</p> <p>(省 略)</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 共愛学園前橋国際大学 国際社会学部 国際社会学科</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>デジタル共創学部 デジタル共創学科</u></p> <p>(2) 共愛学園前橋国際大学短期大学部 生活学科</p> <p>(3) 共愛学園高等学校 全日制課程 普通科 英語科</p> <p>(4) 共愛学園中学校</p> <p>(5) 共愛学園小学校</p> <p>(6) 共愛学園こども園</p> <p>2 前項に掲げる学校の総称を共愛学園とする。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>6 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>学校法人共愛学園寄附行為</b></p> <p style="text-align: center;">(昭和 26 年 2 月 24 日制定)</p> <p>(省 略)</p> <p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 共愛学園前橋国際大学 国際社会学部 国際社会学科</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(追加)</u></p> <p>(2) 共愛学園前橋国際大学短期大学部 生活学科</p> <p>(3) 共愛学園高等学校 全日制課程 普通科 英語科</p> <p>(4) 共愛学園中学校</p> <p>(5) 共愛学園小学校</p> <p>(6) 共愛学園こども園</p> <p>2 前項に掲げる学校の総称を共愛学園とする。</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>

様式第4号その1(第12条関係)

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類								
区 分	年 度		R6 年度	開設年度の前年度	開設年度	R9 年度	R10 年度	合 計
	設置経費	校 地 (うち造成費)		- 千円 (-)	- 千円 (-)	- 千円 (-)	- 千円 (-)	- 千円 (-)
施 設		基 準 内	25,197千円	1,120,335千円	600,025千円	- 千円	- 千円	1,745,557千円
		基 準 外	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
設 備		図 書	- 千円	1,006千円	- 千円	- 千円	- 千円	1,006千円
		教 具 校 具 備 品	- 千円	- 千円	132,847千円	- 千円	- 千円	132,847千円
小 計		25,197千円	1,121,341千円	732,872千円	- 千円	- 千円	1,879,410千円	
新設校の開設年度の経常経費								
合 計			25,197千円	1,121,341千円	732,872千円	- 千円	- 千円	1,879,410千円

  

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	571,057 千円
		基 準 外	32,963 千円
	設 備	図 書	64,907 千円
		教具・校具・備品	56,216 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	810,910千円	令和6年度までに事業活動収入から積み立てられた現金預金2,228,526千円のうち810,910千円を財源に充当。このうち、令和6年度中に設計費用として、25,197千円支払い済み。令和6年度中に大学・高専成長分野転換支援基金助成金の前払いを受けたが、工事に着工できず預り金として計上している300,000千円を充当する(学位授与機構承認済み)。
減価償却引当特定資産	0千円	開設前年度当初の校舎建設着手金支払いに備え224,000千円を取り崩し、現金預金に組入れ済み。
施設拡充引当特定資産	319,000千円	施設の拡充を目的に引当特定資産として経年で組み入れられた施設拡充引当特定資産319,732千円のうち319,000千円を財源に充当。
有価証券	100,000千円	令和6年度の有価証券保有額111,264千円のうち、開設前年度となる令和7年12月の償還される債権100,000千円を財源に充当。
大学・高専 成長分野転換支援基金助成金	637,500千円	令和5年に採択された大学・高専成長分野転換支援基金助成金交付内定額1,006,833千円のうち、フェーズⅡに該当する交付内定額937,500千円を財源に充当することとしていたが、昨年度前払いされ令和6年度末預り金として計上している300,000千円を除く637,500千円を充当。
申請年度の寄附金収入	12,000千円	申請年度(令和6年度)の寄附金収入(140周年記念事業募金引当特定資産)12,119千円のうち12,000千円を財源に充当。
合 計	1,879,410千円	

様式第6号その2(第12条関係)

(用紙 日本産業規格A4横型)

財 産 の 一 覧 ( 総 括 表 )

科 目 \ 年 度	令和5年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和6年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和7年3月31日)
一 基本財産	12,453,565 千円	12,295,636 千円	12,295,636 千円
二 運用財産	2,462,673 千円	3,110,618 千円	3,110,618 千円
三 負債額	1,371,995 千円	1,948,731 千円	1,948,731 千円
1 固定負債	637,983 千円	879,579 千円	879,579 千円
2 流動負債	734,012 千円	1,069,153 千円	1,069,153 千円
四 基本財産+運用財産	14,916,238 千円	15,406,254 千円	15,406,254 千円
五 純資産(四-三)	13,544,244 千円	13,457,523 千円	13,457,523 千円



# 貸借対照表

令和7年3月31日

(単位:円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産	12,961,069,892	13,404,343,494	△ 443,273,602
有形固定資産	12,295,636,329	12,453,565,082	△ 157,928,753
特定資産	503,690,343	808,957,622	△ 305,267,279
その他の固定資産	161,743,220	141,820,790	19,922,430
流動資産	2,445,184,587	1,511,894,860	933,289,727
資産の部合計	15,406,254,479	14,916,238,354	490,016,125

負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債	879,578,529	637,983,100	241,595,429
流動負債	1,069,152,581	734,011,534	335,141,047
負債の部合計	1,948,731,110	1,371,994,634	576,736,476
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	19,987,071,914	19,701,925,083	285,146,831
第1号基本金	19,738,812,215	19,453,665,384	285,146,831
第3号基本金	22,259,699	22,259,699	0
第4号基本金	226,000,000	226,000,000	0
繰越収支差額	△ 6,529,548,545	△ 6,157,681,363	△ 371,867,182
純資産の部合計	13,457,523,369	13,544,243,720	△ 86,720,351
負債及び純資産の部合計	15,406,254,479	14,916,238,354	490,016,125

様式第7号その1(第12条関係)

(用紙 日本産業規格A4横型)

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
R7年度	共愛学園 前橋国際大学 6号館建設	鉄骨2階建2,223.37㎡ (建設予定地) 群馬県前橋市小屋原町1148番地	R7年4月着工 R8年4月完成予定	1階既存学部との共用 2階デジタル共創学部研究室専用
	新学部書籍購入	400冊	R8年3月 納入予定	
R8年度	共愛学園 前橋国際大学 6号館建設 什器・備品類	什器類1,117点 備品類14点	R8年4月 納入予定	

様式第10号その1(第13条関係)

## 資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設次年度	開設次々年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		166,000	306,000	446,000	586,000
手数料収入		6,550	6,850	7,150	7,750
寄付金収入		35,100	15,100	6,100	6,100
補助金収入		214,000	28,000	42,000	56,000
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		30	30	30	30
雑収入		2,525	2,525	2,525	3,100
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		101,200	101,200	101,200	101,200
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		0	-101,200	-101,200	-101,200
前年度繰越支払資金		0	0	0	13,903
収入の部合計		525,405	358,505	503,805	672,883

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設次年度	開設次々年度	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		261,200	281,200	291,200	301,200
教育研究経費支出		58,333	116,667	150,000	183,333
管理経費支出		13,534	27,068	40,602	54,136
借入金等利息支出	}	0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		600,025	0	0	10,000
設備関係支出		134,147	5,900	5,900	5,900
資産運用支出		2,000	2,000	2,000	22,000
その他の支出		0	20,000	20,000	20,000
[ 予備費 ]		200	200	200	200
資金支出調整勘定		-20,000	-20,000	-20,000	-20,000
翌年度繰越支払資金		-524,034	-74,530	13,903	96,114
支出の部合計		525,405	358,505	503,805	672,883

様式第10号その2(第13条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度	開設次年度	開設次々年度	完成年度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	166,000	306,000	446,000	586,000
		手数料	6,550	6,850	7,150	7,750
		寄付金	5,100	5,100	5,100	5,100
		経常費等補助金	14,000	28,000	42,000	56,000
		付随事業収入	0	0	0	0
		資産売却差額	0	0	0	0
		雑収入	2,525	2,525	2,525	3,100
		教育活動収入 計	194,175	348,475	502,775	657,950
	支出	人件費	263,200	283,200	293,200	303,200
		教育研究経費	100,833	159,167	192,500	225,833
管理経費		24,934	38,468	52,002	65,536	
徴収不能額等		0	0	0	0	
教育活動支出 計		388,967	480,835	537,702	594,569	
教育活動収支差額		-194,792	-132,360	-34,927	63,381	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	30	30	30	30
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	30	30	30	30
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
教育活動外支出 計		0	0	0	0	
教育活動外収支差額		30	30	30	30	
経常収支差額		-194,762	-132,330	-34,897	63,411	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	230,000	10,000	1,000	1,000
		特別収入 計	230,000	10,000	1,000	1,000
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
特別支出 計		0	0	0	0	
特別収支差額		230,000	10,000	1,000	1,000	
〔 予備費 〕		200	200	200	200	
基本金組入前当年度収支差額		35,038	-122,530	-34,097	64,211	
基本金組入額合計		-734,172	-5,900	-5,900	-15,900	
当年度収支差額		-699,134	-128,430	-39,997	48,311	
前年度繰越収支差額		0	-699,134	-827,564	-867,561	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		-699,134	-827,564	-867,561	-819,250	

(参考)

事業活動収入 計	424,205	358,505	503,805	658,980
事業活動支出 計	388,967	480,835	537,702	594,569

令和 8 年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る学校法人の寄附行為変更の認可申請に関する学校法人分科会の意見に対する回答について  
(書面・面接審査)

学校法人名等	大学名等	学部・学科・研究科名
共愛学園	共愛学園前橋国際大学	デジタル共創学部 デジタル共創学科

1. (意見)

近年、経常収支差額比率及び繰越収支差額構成比率が悪化していることから、大学等における教育研究活動を将来にわたり継続かつ安定して行うことができるよう、今後の資金計画について説明すること。

(回答)

6月末提出の申請書類 様式第 10 号その 2 (事業活動収支予算決算総括表) より、開設年度 (令和 8 (2026) 年度) から開設 3 年目 (令和 10 (2028) 年度) までは、経常収支差額が支出超過となっているが、完成年度 (令和 11 (2029) 年度) には経常収支差額は収入超過に転じる見込みである。これは、現状経常収支差額の支出超過が大きい小学校において、学納金の見直し (入学生から値上げ、在学生据え置き) をすでに行うなど学納金収入の経年での増額と収支改善を見込んでいることと、開設 2 年目 (令和 9 (2027) 年度) に予定している短期大学の閉校があるためである。同じく、6月末提出の申請書類 様式第 10 号その 1 (資金収支予算決算総括表) から、開設年度前年度 (令和 7 (2025) 年度) 及び開設年度 (令和 8 (2026) 年度) は、翌年度繰越支払資金の減少が見られるが、開設 2 年目 (令和 9 (2027) 年度) には、短大資産売却に伴う資金増や、開設 3 年目 (令和 10 (2028) 年度)、完成年度 (令和 11 (2029) 年度) においても、順調に翌年度繰越支払資金の増加が見込まれ、法人全体として資金計画について問題はない。

参考資料

- ・様式第 10 号その 2 事業活動収支予算決算総括表
- ・様式第 10 号その 1 資金収支予算決算総括表

2. (意見)

リスクシナリオの「学校法人全体に係る資金収支シミュレーション」について、資産売却差額 900,000 千円と記載があるが、「学校法人としての経営改善に係る対応策」の説明の中で、約 900,000 千円での資産売却収入を見込んでいるとしているが、資産売却収入から簿価を差し引いて資産売却差額を計上しているか不明であるため、説明すること。

(回答)

ご指摘のとおり、短期大学の土地売却による資産売却収入想定額 900,000 千円から、簿価 29,000 千円の控除を行っていなかった。そのため、決算確定後 (6 月 13 日提出) のリスクシナリオでは控除を行い、差額として 871,000 千円を計上している。なお、売却交渉先との話し合いの結果、3 年目の令和 10 (2028) 年度から 2 年目となる令和 9 (2027) 年度に売却の方向で大筋合意 (書面等の取り交わしはまだ行われていない) となったため、同リスクシナリオにおいて計上年度の変更を行っている。

参考資料

- ・大幅な定員未充足が生じた場合の対応方針 (リスクシナリオ)

### 3. (意見)

リスクシナリオの「学校法人としての経営改善に係る対応策」の説明について、教員削減や資産売却等の一時的な収入見込みについて説明があるが、定員未充足が続いた場合、学校法人全体としてどのような対策を継続して実施するか、具体的に説明すること。

#### (回答)

最終的な意思決定機関である理事会を中心に、日本私立学校振興・共済事業団の損益分岐点分析における、いわゆるキャッシュベースの経常支出の金額ライン（ハ線）を経常収入（教育活動収入＋教育活動外収入）における最低目標額として設定する。そこから各部門の損益分岐点となる在籍者数（園児・生徒・学生）を確保するため、外部有識者も参加したタスク・フォースを柔軟に組織するなどして、学生募集の体制を適宜見直し目標の在籍者数以上を確保するよう努めていく。

さらに、学校法人の最も大きな支出である人件費においては、短期的政策として指定職給与の見直しによる役員等の削減から行い、一般の教職員に関しては、本法人の大学、中学・高校、小学校に規定されている「人件費の抑制及び緩和に関する規程」に則って行うこととする。この規程は、各部門により数値は異なるが、事業活動収入（臨時的収入は除く）と人件費（退職金は除く）の割合により、該当部門の人件費を年度単位で抑制することができるものである。長期的政策に関して、教員は後人の人事補充を教育の質を落とすことが無いよう配慮しながら、人数の抑制や年齢層の若返りを図るなどして人件費の削減を行う。職員は、在籍者や保護者の満足度を落とさぬよう配慮しながら、DXの推進による大胆な業務のスクラップ・アンド・ビルドや、生成AI等を活用した効率化を行い人数の抑制に努めていく。なお、現在支出経費の中で多くを占める委託費（派遣職員費）もこの業務の効率化に伴うスタッフ数の抑制を行うことで支出経費の減額を見込む。

令和7（2025）年度、共愛学園前橋国際大学に諸科学協調の立場から先端的研究を行い、社会の課題解決並びに発展に寄与することを目的とした「デジタル共創研究センター」を設置している。このセンターが主体となって、企業や国、地方自治体など、科研費以外の外部資金獲得を積極的に行っていくこととしている。すでに2件の採択により、今まで無かったオーバーヘッド（間接経費）での収入が発生するなど、センター設置の効果が出ており、さらなる外部資金やオーバーヘッドの獲得が見込まれている。

施設等の整備については、近年急速に整備を行ったこともあり、数年は大きな施設整備計画はなく、内部留保に努めることとする。

上記の取り組みを行ってなお、定員未充足が続き財政の悪化が続くようであれば、定員変更の検討等、規模の縮小も検討していく。

#### 参考資料

- ・人件費の抑制及び緩和に関する規程（大学）
- ・人件費の抑制及び緩和に関する規程（小学校、中学・高校）
- ・人件費抑制規程細則

※ 回答に関し、参考となる資料等がある場合は、必要に応じて添付してください。